

## すみれ野自治会自主防災会規約 変更箇所比較表

	変更前	変更後	変更理由
(目的) 第1条	この規約は、すみれ野自治会の住民の隣保共同の精神に基づき、以下に掲げる事業を行うことにより、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。	この規約は、すみれ野自治会(以下「自治会」という。)の住民の隣保共同の精神に基づき、以下に掲げる事業を行うことにより、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。	表記の揺らぎを防ぐため
(名称と所在地) 第2条	この会は、「すみれ野自治会自主防災会」(以下「本会」という。)と称し、連絡先を自治会長宅に置く。	この会は、「すみれ野自治会自主防災会」(以下「本会」という。)と称し、連絡先をすみれ野自治会館(香芝市すみれ野二丁目5番3)に置く。	連絡先は、自治会館の住所に変更するため
(防災役員) 第5条	本会に次の防災役員を置き、原則として自治会役員が兼務する。 (7) 事務局員 若干名	本会に次の防災役員を置き、原則として自治会役員が兼務する。 (7) 事務局員(部会長) 若干名	部会長であることを記載
(防災役員) 第5条	3. 防災役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。	3. 防災役員の任期はそれぞれ自治会役員の任期とする。但し、再任は妨げない。	自治会役員任期との不整合が生じるため、実態に合わせる
(会計) 第12条	(会計年度) 第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。	(会計) 第12条 本会の会計は、自治会の会計と一元的に管理することとし、会計年度は自治会の会計年度と合わせる。	自治会の会計と一元的に管理する旨を記載
組織図	—	「相談役」を記載	規約にあわせて記載